

(仮称) 滋賀県依存症総合対策計画の策定について

1 これまでの対応の経過

依存症対策

事業項目	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
アルコール	国	第1期アルコール健康障害対策推進基本計画(2016年5月～2021年3月)				第2期アルコール健康障害対策推進基本計画(2021年4月～2026年3月)		
	県	滋賀県アルコール健康障害対策推進計画(2018年4月～2024年3月)						
薬物	国	H28年6月 薬物使用者等の罪を犯した者に対する刑の一部	再犯防止推進計画(2017年12月～2023年3月)				再犯防止推進計画(2023年4月～2028年3月)	
	県			第五次薬物乱用防止5か年戦略(2018年8月～2023年3月)				
ギャンブル	国	H30年7月 ギャンブル等依存症対策基本		ギャンブル等依存症対策推進基本計画(2019年4月～2022年3月)		ギャンブル等依存症対策推進基本計画(2022年4月～2025年3月)		
	県	滋賀県再犯防止推進計画(～2024年3月)						

○ アルコール健康障害対策(県計画:努力義務(策定済(H30～R5)))

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、平成28年5月に国においてアルコール健康障害対策推進基本計画が策定された。

アルコール健康障害対策基本法では、都道府県は国の基本計画を参考にしながら、都道府県の実情に即した計画を策定するよう努めなければならないと規定され、本県では、平成30年3月に「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、アルコール健康障害対策推進連絡会議とアルコール健康障害対策推進会議において、施策の達成状況を把握・評価し、計画の適切な進行管理を実施してきた。

滋賀県アルコール健康障害対策推進計画の計画期間は2023年度までのため、見直しが必要となっている。

○ 薬物依存症対策(県計画:義務なし(未策定))

本県では、平成31年3月に策定された「滋賀県再犯防止推進計画」の中の一部に再犯防止に係る薬物依存症対策も盛り込み、依存症対策事業を計画的に取り組んできており、滋賀県再犯防止計画はR5年度見直しの予定となっている。

平成31年11月「薬物依存症支援ネットワーク連絡会」を設置し、大津保護観察所、精神保健福祉センター、健康福祉政策課、障害福祉課が事務局となり、県内薬物依存症支援に関わる関係機関が情報共有を図り、連携していくことを目的として、年間3～5回の事務局会議と、年間3回程度連絡会を実施している。

○ ギャンブル等依存症対策(県計画:努力義務(未策定))

平成31年4月に国がギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定し、都道府県計画の策定を努力義務としたことなどから、本県のギャンブル等依存症対策推進計画の策定が必要となっている。

令和2年12月「滋賀県ギャンブル等依存症対策推進連絡会議」を設置したが、コロナ禍により会議の開催を見送った。

○ その他

令和元年5月にWHO(世界保健機関)において、ICD-11(国際疾病分類第11版)にゲーム障害が精神疾患の一つとして位置付けられた。

当県においては、令和2年度にゲーム依存、ネット依存に係るリーフレットを作成、令和3年度にゲーム依存・ネット依存に関する意見交換会を開催している。

○ 依存症実態調査

令和4年度に、医療機関・相談支援機関・民間支援団体等に対して依存症に係る対応や関係機関との連携状況等を把握するための依存症実態調査を実施した。

○ 依存症相談拠点の指定、依存症治療拠点機関・専門医療機関の指定

	相談拠点	治療拠点機関	専門医療機関
アルコール依存症	精神保健福祉センター・保健所	精神医療センター	精神医療センター
薬物依存症	精神保健福祉センター	精神医療センター	精神医療センター
ギャンブル等依存症	精神保健福祉センター	精神医療センター	精神医療センター

依存症専門医療機関・治療拠点機関・相談拠点の指定・設置を行っているが、専門医療機関や相談拠点の拡充が課題となっており、関係機関連携のもとで、依存症に対する総合的な対策を講じていく必要がある。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

- ① アルコール健康障害者対策基本法第14条第1項の規定及びギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項の規定による都道府県計画を一体的な計画として定めるとともに、再犯防止推進計画のうち薬物依存症関連も含めた滋賀県における依存症対策の方針を明らかにする基本計画とする。
- ② 「滋賀県保健医療計画」、「健康いきいき健康しが推進プラン」、「滋賀県自殺対策計画」の趣旨を踏まえた計画とする

(2) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

3 今後のスケジュール

時期	内容
R5年6月16日	第1回依存症関係機関連絡協議会 (現状と課題、施策の方向性、骨子案に対する意見)
R5年6月16日	分野ごと計画改定部会(骨子案に対する意見)
R5年6月26日	薬物依存部会
R5年7月10日	アルコール健康障害部会
R5年7月10日	ギャンブル等依存症部会
R5年10月	常任委員会報告(骨子案)
R5年11月	庁内・協議会委員等に素案に対する意見照会
R5年12月	常任委員会報告(素案)
R5年12月～ R6年1月	県政県民コメント
R6年2月	第2回依存症関係機関連絡協議会(最終案に対する意見)
R6年3月	常任委員会報告(最終案)

